

歯科診療における医療機関における電話や情報通信機器を用いた診療等の実施状況の調査要領

1. 調査目的

「歯科診療における新型コロナウイルスの感染拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月24日付け厚生労働省医政局歯科保健課及び医薬・生活衛生局総務課事務連絡、以下単に「国事務連絡」という。）においては、原則として3か月ごとに、国事務連絡による医療機関の対応の実用性と実効性確保の観点、医療安全等の観点から、改善のための検証を行うこととしており、当該検証を行うための基礎資料として、医療機関における電話や情報通信機器を用いた診療等の実施状況を把握する。

2. 調査対象施設

国事務連絡1. (1) 及び (3) ②により歯科診療における電話や情報通信機器を用いた診療や受診勧奨を行う医療機関を対象とする。

3. 調査実施方法

医療機関においては、国事務連絡1. (1) 及び (3) ②により電話や情報通信機器を用いた歯科診療や受診勧奨を行った際、別紙2-2「歯科診療における医療機関における電話や情報通信機器を用いた診療等の実施状況調査票」を千葉県ホームページ（※）よりダウンロードし、当該様式に、実施した対応毎に必要な事項を記載し、毎月末までの対応について一覧を作成の上、下記提出先へ提出する。

※【参考】<http://www.pref.chiba.lg.jp/iryuu/chiikiiryuu/iryuuhoujin/shikaonline.html>

ホーム > 県政情報・統計 > 組織・行財政 > 組織・職員 > 組織としごと > 知事部局本庁各課 > 健康福祉部 > 医療整備課 > 医療指導班・法人指導班 > 歯科診療における新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて

4. 調査結果の提出

(1) 調査票提出期限

各月第1週の金曜日までに前月分を提出する。

(2) 提出先

千葉県健康福祉部医療整備課医療指導班

E-Mail iryuu-a@mz.pref.chiba.lg.jp

5. 問合せ先

千葉県健康福祉部医療整備課医療指導班

TEL : 043-223-3884